

北海道水産業・漁村振興推進計画（第5期）（素案）についての意見募集結果

令和5年(2023年)年2月7日

北海道水産業・漁村振興推進計画（第5期）（素案）について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、9者から延べ26件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

意見の概要	意見に対する道の考え方※
今後の資源管理に求めることは、「漁獲可能量(TAC)による管理と自主的な取組との効果的な融合」ではなく、漁業者の理解・納得のもとで、漁業実態に即したものにして欲しいというもの。漁獲量管理が可能な魚種についてはTAC管理を導入する一方で、将来の資源予測が難しい魚種に対しては、資源増大に資する自主的な資源管理を認めてもらいたい。 本計画において、資源管理を慎重に進める姿勢と必要性を明確にしてもらいたい。 (同趣旨の意見が他に4件)	将来にわたって安全かつ良質な水産物を安定供給していくためには、漁業実態に即した適切な資源管理が不可欠であり、TAC管理の導入により自主管理の効果を損ねることがあってはなりません。こうした考えのもと計画では、漁業者の理解と協力の下で、漁業実態に即した資源管理を推進するという姿勢を示しており、資源の持続的利用について、漁業者との議論の場を通じて浜の為になる取組が行われるよう努めてまいります。 B
栽培漁業の推進は、栽培施設の整備、更新が前提であり、道の責任で取り組んでもらえるよう明記してもらいたい。	計画では、栽培漁業基本計画に基づき取組を一層推進することと示しており、いただいたご意見をふまえ、必要な整備に対する予算の確保等を進めていきます。 C
種苗生産について、魚病が発生し計画尾数に満たないことがあった。種苗の安定生産が必要不可欠である。 北海道としても、魚病対策をはじめ海水温の上昇や大雨など、環境変化にも対応できる（影響を受けにくい）種苗生産施設となるよう早急な対策を講じて頂きたい。	計画では、栽培漁業基本計画に基づき取組を一層推進することと示しており、魚病対策については、道総研や国の試験研究機関の協力を得て、感染経路の検証をするとともに、飼育区間のゾーニングや水槽内のウイルス除去の施設整備など感染防止対策を進めており、種苗を安定的に供給する体制を講じていきます。 C
今後、地球温暖化の影響等により、様々な魚種において、調査研究の重要性は増すものと思われることから、予算の確保と充実した体制整備をお願いしたい。	計画では、環境モニタリングや水産資源の動向把握等を推進することと示してしており、地球温暖化などによる漁業資源の減少や影響が及んでいる魚種に関する各種調査研究については、各地域からのニーズを的確に捉え、道総研などとの連携により対応していきます。 C
ホタテガイについて、オホーツクの地撒き、噴火湾の耳吊りへの対策が記してあるが、日本海の種苗生産と籠養殖についても明記して欲しい。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 ○P9 (2) 施策の展開方向 「・ホタテガイについて、オホーツク海域では、～とともに、日本海海域では、稚貝生産の安定を図るため試験研究機関等と連携したモニタリング等による海洋環境の把握に努め、噴火湾海域では～」 ○P19 (1) 日本海北部海域 施策の展開方向 「・本道のホタテガイ生産を支える稚貝生産の安定を図るため、試験研究機関等と連携し、モニタリング等による海洋環境の把握に努めるとともに、環境変化に対応した適切な養殖管理の促進や普及指導等に取り組みます。」 A
水産物等の適正取引が推進されているが、規制改革の側面から一方的に提起している。漁協の役割は、資源管理、藻場干潟、資源増殖など多岐にわたります。漁協の役割、位置づけを明文化するとともに、漁協と漁協系統団体との連携についても記載いただくようお願いいたします。 (同趣旨の意見が他に5件)	計画に記載している漁協の様々な役割をふまえ、漁協と漁協系統団体との連携強化が図られるよう取り組んでまいります。 B

<p>少子高齢化等もあり、漁業者だけでなく、漁協職員の人材確保にも大きな問題が出てきています。漁協職員の人材確保に向けた施策の実施を望むとともに、施策の展開方向に具体的に明記して頂きたい。 (同趣旨の意見が他に3件)</p>	<p>計画では、組合経営・事業に係る人材の育成など、組織体制や事業の充実・強化に向けた取組を促進することと示しており、今後とも漁協系統団体と連携協力しながら、漁協組織の維持強化が図られるよう取り組んでまいります。</p>	B
<p>国が福島第一原発アルプス処理水の処分方法として海洋放出の方針を決定したことに対して、かつて福島第一原発事故の風評被害に苦しんだ漁業者は、新たな風評被害が生じることを強く懸念しています。 同処理水の海洋放出は、長期にわたり継続される見込みであることから、本計画において、道として風評被害を食い止め、将来に亘り漁業を継続していくという断固たる姿勢を示すとともに、水産物の価格や輸出等への影響を生じさせないための施策の方向性を明記することを強く要望します。 (同趣旨の意見が他に3件)</p>	<p>国のアルプス処理水に係る行動計画などもふまえ、計画では、施策の柱「安全かつ良質な水産物の安定的な供給」において、道産水産物の安全・安心に関する様々な情報発信することとしており、消費者等の理解を促進してまいります。</p>	B
<p>水産物の安定的な供給のためには、新たな共同利用施設などの整備が必要と考えるが、この整備に向けた国の予算が不足していると感じている。今後、施設整備を進める際に順番待ちなどが発生しないよう、予算の確保にご尽力いただきたい。</p>	<p>施設整備に必要な予算の確保や拡充について、国に働きかけてまいります。</p>	C
<p>海岸漂着物処理推進法に基づく事業の予算が本道全体で不足しており、水産で活用できる状況にないことから、国に対して実情を説明願い、予算の確保に努めていただきたいです。</p>	<p>市町村などが行う流木の回収や処理に対し、環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」により支援していますが、引き続き、必要な予算の確保について関係部局と連携して国に求めてまいります。</p>	C
<p>(えりも以東太平洋海域) 施策課題及び施策の展開方向にあるとおり、海域の特性を活かした沿岸増養殖技術の開発が必要であると考えている。 新たな魚種の増養殖としてナマコの放流事業の取組を始めたところであり、推進計画に即したナマコ放流の取組に対し、今後道からの様々な支援、助言をお願いしたい。</p>	<p>道総研で策定を進めている放流マニュアルの普及など、これまで得られた知見をもとに試験研究機関と連携してナマコの放流に関する普及指導を図るほか、大型種苗生産技術の開発を進めるなど、地域が取り組むナマコ放流の取組を後押ししてまいります。</p>	C

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問合せ先
水産林務部総務課（水産企画係）
電話：011-204-5457（係直通）